

# 訪問型サービス資料 1

平成28年7月15・20・21日  
午後3時から4時30分まで  
府中市総合事業意見交換会  
府中市福祉保健部高齢者支援課

## 訪問型サービスについて（案）

### 1 概要

類型	現行に相当するサービス	緩和した基準によるサービス
内容	老計10号（別紙参照）による身体介護を伴うサービス	老計10号による家事援助サービス
提供者	既存の訪問介護員	○市指定研修修了者（※） （○既存の訪問介護員）（「3 単価に関する補足」参照）
対象者	<p>○利用者の身体に直接接触して行う介助サービスを要する方</p> <p>○利用者と共にを行う自立支援のためのサービスを要する方</p> <p>○心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮をもって行うサービスを要する方</p> <p>【対象者・ケース例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、外出、服薬等の介助を要する方</li> <li>・掃除、買い物、洗濯等について、本人を手助けして共に行ったり、本人が行うのを常時介助できる状態で見守ったりする場合</li> <li>・精神疾患を持つ方</li> <li>・認知機能の低下が疑われる方</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすい方</li> </ul>	<p>掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助を代わりに行ってもらう必要がある方</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腰痛や膝痛のため、代わりに掃除や買い物を行ってもらう必要がある方</li> <li>・自分で行えないことだけを代行してもらえればよい方</li> </ul>

※ 市指定研修修了者とは、市が指定する研修を受講し、修了した者。市指定研修の概要については次のとおり（予定）。

- 年3回程度実施
- 1回あたり20時間程度（3日程度）
- 1回あたり20人程度募集
- 受講資格は特になし
- 同様の研修について、他区市で実施の実績がある法人や事業者等に委託
- 厚労省の資料や他区市の事例を参考に、府中市の緩和した基準によるサービスの提供に必要な知識や技術の習得が可能なカリキュラムを策定
- 【科目例】
- 介護保険制度の理解、高齢者の理解、尊厳の保持と自立支援、コミュニケーション技術、生活支援技術、リスク管理と危機管理、個人情報取り扱い
- 研修修了者と、受け入れが可能な事業所をマッチング
- 【例】
- ・受入可能事業所の一覧を研修修了者へ配付
- ・研修の中で、いくつかの事業所の宣伝を実施

## 2 基準案に関する補足（基準案については資料2参照）

訪問介護、現行に相当するサービス、緩和した基準によるサービスを一体的に実施する場合の人員及び設備の基準は次のとおり。

### ○人員について

パターンと基準	例
<p>訪問介護+現行に相当するサービス</p> <p>利用者を合わせた数で介護給付の基準を満たす。</p>	<p>・管理者 1人以上</p> <p>・訪問介護員等 2.5人以上</p> <p>・サービス提供責任者</p> <p><math>(40 + 5) \div 40 \approx 1.1</math>人以上</p>

<p><u>訪問介護＋緩和した基準によるサービス</u></p> <p>訪問介護員等は、利用者を合わせた数。サービス提供責任者は、兼務しない場合は訪問介護利用者で介護給付の基準を満たし、緩和した基準によるサービス利用者で緩和した基準を満たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 1人以上</li> <li>・訪問介護員等 2.5人以上</li> <li>・サービス提供責任者</li> </ul> <p>【兼務する場合】  <math>(40 + 15) \div 40 \div 1.3</math>人以上</p> <p>【兼務しない場合】  <math>40 \div 40 + 1 = 2.0</math>人以上</p>
<p><u>訪問介護＋現行に相当するサービス＋緩和した基準によるサービス</u></p> <p>訪問介護員等は、利用者を合わせた数。サービス提供責任者は、兼務しない場合は訪問介護利用者と現行相当サービス利用者を合わせた数で介護給付の基準を満たし、緩和した基準によるサービス利用者で緩和した基準を満たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 1人以上</li> <li>・訪問介護員等 2.5人以上</li> <li>・サービス提供責任者</li> </ul> <p>【兼務する場合】  <math>(40 + 5 + 15) \div 40 = 1.5</math>人以上</p> <p>【兼務しない場合】  <math>(40 + 5) \div 40 + 1 \div 2.1</math>人以上</p>

○設備について

利用者を合わせた数で、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画と、提供に必要な設備及び備品等を備える。

3 単価案に関する補足（単価案については資料2参照）

○緩和した基準によるサービスを訪問介護員が提供する場合について

緩和した基準によるサービスの提供は市指定研修の修了者を想定しているが、研修の実施が開始しても、当初は研修修了者の数が不足することが考えられることから、当面緩和した基準によるサービスを訪問介護員が提供する場合を想定し、その場合に請求することができるサービスコード・単位数を設定する。

# 訪問型サービス資料 2

平成28年7月15・20・21日

午後3時から4時30分まで

府中市総合事業意見交換会

府中市福祉保健部高齢者支援課

## 訪問型サービス基準・単価表（案）

		現行に相当するサービス	緩和した基準によるサービス
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 常勤・専従1人以上 ※兼務可</li> <li>・訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件】介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</li> <li>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人又はその端数ごとに常勤換算1人以上 ※一部非常勤可 【資格要件】介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 常勤・専従1人以上 ※兼務可</li> <li>・従事者 常勤換算1人以上 【資格要件】介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市指定研修修了者</li> <li>・サービス提供責任者 常勤の従事者のうち、常勤換算1人以上 【資格要件】介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・提供に必要な設備及び備品等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・提供に必要な設備及び備品等</li> </ul>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・サービス提供困難時の対応 }</li> <li>・個別サービス計画の作成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・サービス提供困難時の対応 }</li> <li>・個別サービス計画の作成等</li> </ul>
単価	単位数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス費 (週1回程度) 1,168 単位/月 (週2回程度) 2,335 単位/月 (週2回を超える程度) 3,704 単位/月</li> <li>・初回加算 200 単位加算/月</li> <li>・生活機能向上連携加算 100 単位加算/月</li> <li>・介護職員処遇改善加算 所定単位数の 86/1000 加算/月 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市基準訪問型サービス費 (訪問介護員・週1回程度) 1,051 単位/月 (訪問介護員・週2回程度) 2,101 単位/月 (訪問介護員・週2回を超える程度) 3,333 単位/月 (研修修了者・週1回程度) 945 単位/月 (研修修了者・週2回程度) 1,890 単位/月 (研修修了者・週2回を超える程度) 2,999 単位/月</li> <li>・初回加算 200 単位加算/月</li> <li>・介護職員処遇改善加算 所定単位数の 86/1000 加算/月 等</li> </ul>
	単位当たり単価	11.05円	11.05円

老計10号とは、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付厚生省老人保健局老人福祉計画課長通知）をいい、内容は次のとおり。

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（一部抜粋）

1 身体介護

身体介護とは、①利用者の身体に直接接触して行う介助サービス（そのために必要となる準備、後かたづけ等の一連の行為を含む）、②利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援のためのサービス、③その他専門的知識・技術（介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮）をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスをいう。

1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

- 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
- 車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- 痴呆性の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

2 家事援助

家事援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が行うことが困難な場合に行われるものをいう。（家事援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、……）